

令和8年度予算概算要求の概要

＜困難な問題を抱える女性への支援関係予算＞

厚生労働省社会・援護局地域福祉課女性支援室

令和8年度概算要求額 57億円（51億円）※（）内は前年度当初予算

○ 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。

- ・ 女性相談支援員（非正規職員）の配置に必要な費用（女性相談支援員活動強化事業）
- ・ 民間団体との協働による支援の実施に必要な費用（官民協働等女性支援事業、民間団体支援強化・推進事業 等）
- ・ 支援調整会議の設置・運営に必要な費用（困難な問題を抱える女性支援連携強化事業）
- ・ 女性相談支援センターの一時保護所の運営費（女性保護事業費負担金 等）
- ・ 女性自立支援施設の運営費（女性自立支援事業費補助金、女性自立支援施設通所型支援モデル事業 等）
- ・ 女性相談支援センターにおける移送費や人身取引被害者の通訳者雇上費用（女性相談支援センター運営費負担金） 等

＜主な拡充事項＞

1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

- ・ 一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業の創設（入所の促進・秘匿性のない者に係る生活再建や地域生活への移行を推進）
- ・ 女性相談支援センター等地域連携促進モデル事業の創設（女性支援に係る地域資源の開発や地域交流等を行い地域連携を推進）
- ・ 民間団体が支援する女性の自立支援の強化（資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る支援の充実）

2. 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金

- ・ 一時保護委託費の単価見直し
- ・ 一時保護の実施に係る非常勤職員の人件費単価の見直し
- ・ 女性相談支援センター一時保護所において第三者評価を受審した場合の加算の創設

＜概算要求額の内訳＞

- ◇ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29.4億円（24.3億円）
- ◇ 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金 27.4億円（26.8億円）
- ◇ その他（研修費用等） 26.6百万円（26.6百万円）

1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

<R8年度概算要求における主な拡充事項>

- ・ 一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業、女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業の創設
- ・ 官民協働等女性支援事業の拡充

1 体制構築・広報啓発等

- | | |
|---|---|
| <p>1 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業
・基本計画の策定支援、専門職採用活動 等</p> <p>3 民間団体支援体制強化・推進事業
・民間団体の掘り起こし・育成等</p> <p>5 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
・DV被害者及び同伴家族の保護支援に必要な連携体制を構築</p> <p>7 困難な問題を抱える女性支援に関する啓発活動事業
・本庁又は女性相談支援センターにおける広報活動を実施</p> | <p>2 困難な問題を抱える女性支援連携強化事業
・関係機関により構成される協議会の設置・運営</p> <p>4 女性相談支援センター等職員への専門研修事業
・女性相談支援センターの職員等を対象とした研修実施</p> <p>6 専門通訳者養成研修事業
・人身取引被害者への支援に必要な通訳者を養成</p> <p>8 女性相談支援センター等職員へのスーパービジョン整備事業
・有識者や職員OB等がスーパーバイズを実施</p> |
|---|---|

2 相談支援等

- | | |
|---|---|
| <p>1 女性相談支援員活動強化事業
・女性相談支援員（非正規）の手当等の支給、スーパーバイズの実施</p> <p>3 休日夜間電話相談事業
・女性相談支援センターにおいて夜間・休日の電話相談を実施</p> <p>5 法的対応機能強化事業
・女性相談支援センターにおいて法的対応のための弁護士を配置</p> | <p>2 女性相談支援センターSNS等相談支援事業
・女性相談支援センターにおけるSNSを活用した相談支援を実施</p> <p>4 DV対応・児童虐待対応連携強化事業
・女性相談支援センターに児童相談所と連携を図るための職員を配置</p> <p>6 女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業【新規】
・地域資源の開拓や地域交流等を行い、地域連携を推進</p> <p>7 官民協働等女性支援事業【拡充】
・公的機関と民間団体が密接に連携しながら、アウトリーチ支援や一時的な</p> |
|---|---|

3 一時保護・施設入所等

- | | |
|---|--|
| <p>1 一時保護所入所者個別対応強化事業
・一時保護所において個別対応職員を配置</p> <p>3 女性自立支援施設通所型支援モデル事業
・女性自立支援施設の専門性を生かした通所型支援を実施</p> <p>5 DV被害者等自立生活援助事業
・民間団体を活用し、DV被害等女性の一時的な居場所を提供</p> | <p>2 同伴児童学習・通学支援事業
・一時保護所において学習指導員を配置。
通学のための同行支援を実施</p> <p>4 女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業
・女性自立支援施設の入所者に対し、
退所前の地域生活体験を実施</p> <p>6 一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業【新規】
・秘匿性に応じた支援を実施するため、
生活制限を大幅緩和したサテライト型を確保</p> |
|---|--|

居場所の提供、生活習慣を改善するために一定期間居住する場所の提供、地域に定着するためのアフターケアなど切れ目のない支援を実施

4 アフターケア

- 1 女性自立支援施設退所者自立生活援助事業
・女性自立支援施設において、施設退所者のアフターケアを実施

5 国事業

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業

本人の状況に応じた支援と地域連携の促進による地域移行支援の強化

【現状の課題】

①一時保護所・女性自立支援施設の秘匿性

本人の秘匿性（※）の有無にかかわらず一律に厳しい生活制限（携帯・外出・通勤通学の原則禁止）を課しており、個々の状況に応じた支援ができていない
⇒ 入所率が低下・退所後の地域移行支援が困難

②地域や他施策との連携基盤が乏しい

地域で女性支援への理解が十分浸透しておらず、地域生活への移行に必要な、地域資源の開拓や他機関連携が進んでいない
⇒ 困難女性の地域定着を支える体制が脆弱

※DV加害者からの追跡の危険等により、居場所を知られないようにする必要があること

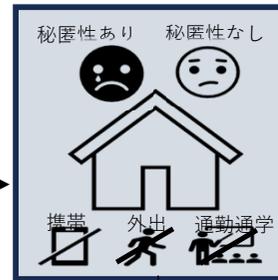
女性相談支援センター

秘匿性あり 秘匿性なし



一時保護所

秘匿性あり 秘匿性なし



女性自立支援施設

秘匿性あり 秘匿性なし



① 厳しい生活制限により入所率が低下・退所後の地域生活への移行支援が困難

② 地域定着に必要な地域資源の開拓や他機関との連携が進んでいない



【見直しの方向性】

①秘匿性の有無に応じた支援の場の分割

秘匿性の有無に応じて支援する場所を分け、秘匿性のない者の生活制限を大幅緩和し支援を充実
⇒ 支援が必要な者の入所を促進・退所後の生活再建や地域移行を円滑化

②地域定着を支える関係者との連携基盤の強化

地域生活を支えるコミュニティとの関係構築・資源開拓を推進
⇒ 地域での自立生活への移行・定着を促進

秘匿性あり 秘匿性なし



秘匿性なし



秘匿性なし



OK



OK



① 秘匿性なしの者の生活制限を大幅緩和し入所を促進・入所中から生活再建や自立に向けた地域生活への移行支援を充実

② 地域定着を支えるコミュニティとの関係構築・資源開拓で地域移行促進



① 秘匿性のない者向けの地域移行支援の充実（サテライト施設の設置）

② 困難女性の地域定着に向けた連携基盤強化により、地域移行・定着を進めるためのモデル2事業を実施



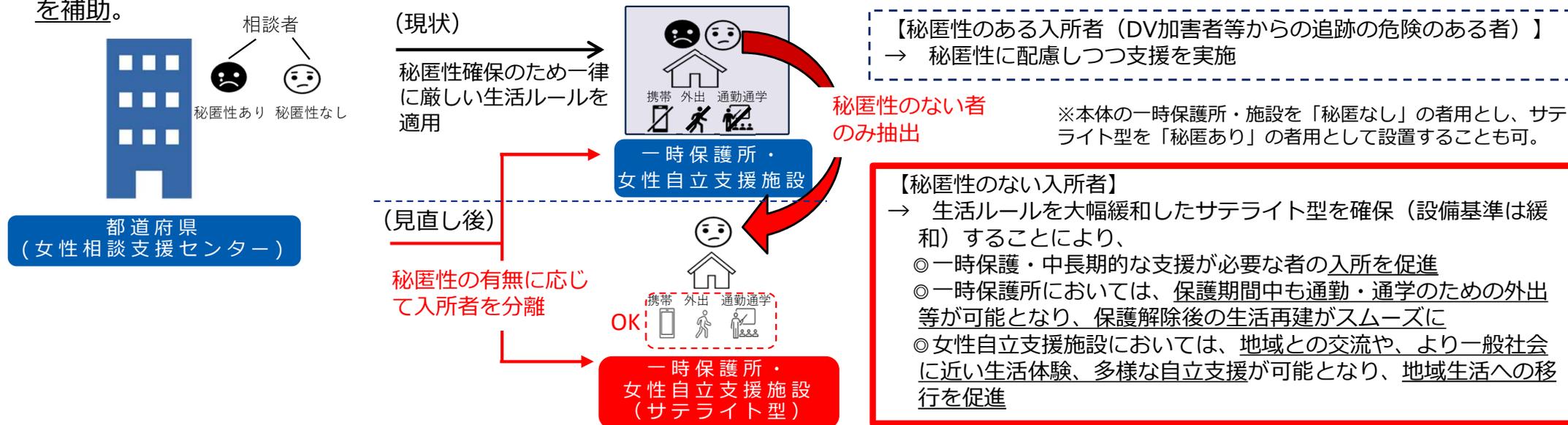
令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が地域で安心して自立生活を送るためには、相談から保護、自立支援までの専門的な支援を包括的に提供することが重要である。
- 一方で、現在の一時保護所・女性自立支援施設では、DV加害者等からの追跡のおそれのある入所者を守るため、原則としてすべての入所者に対して厳しい生活制限（携帯電話の使用・外出・通勤通学の禁止）を一律に課しているため本人の入所同意が得られず、個々の入所者の状況に応じた支援を行うことが困難な状況にある。
- このため、秘匿性のない入所者向けに、生活制限を大幅緩和したサテライト型の一時的保護所・施設を確保するモデル事業を実施し、一時保護や中長期的な支援が必要な者の入所を促進するとともに、地域・一般社会により近い形での自立支援を行うことにより、保護解除後の生活再建や入所者の地域移行をよりスムーズに行える効果的な支援の在り方を検討する。

2 事業の概要・スキーム

- 本体の一時的保護所・女性自立支援施設に加え、「秘匿性なし」の者用の一時保護所・施設をサテライトで設置する場合（※）に賃借料を補助。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 3 / 4

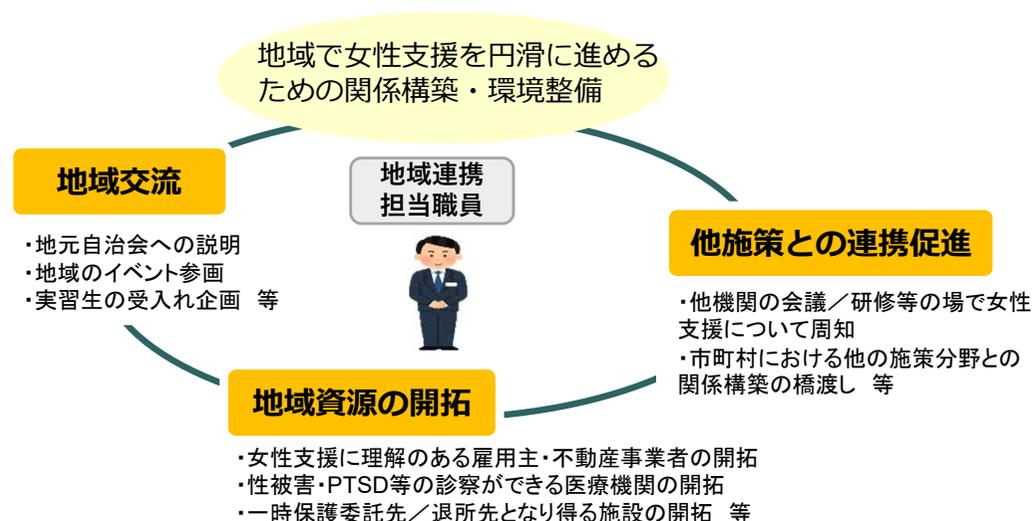
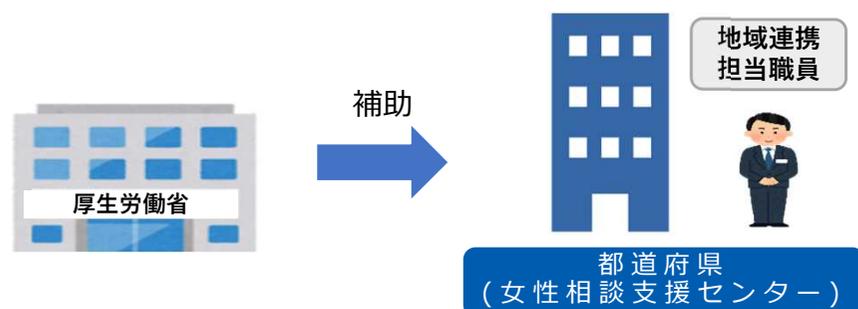
令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮や性暴力被害、障害など多様で複合的な困難を抱える女性について、自立した安定的な地域生活を支援するためには、地域のコミュニティや関係機関との連携を深めることが重要。また、女性支援に係る資源の偏り等による地域格差の拡大が指摘される中、地域からも女性支援ニーズのある者を把握し支援につなげる必要があるが、売春防止法の影響や、追跡のおそれのあるDV被害者の秘匿性等が壁となり、困難女性の抱える背景や他分野にまたがる支援ニーズ等が地域で知られておらず、具体的な連携につながりにくい状況がある。
- このため、女性相談支援センター等において、現在抱えている個別のケース支援のための連携にとどまらず、地域における今後の支援を円滑に進めるため、女性支援に関わる地域資源の開拓や退所者の地域定着を念頭に置いた地域交流等のコーディネートを行うことにより、地域生活移行に向けた環境整備を行う事業をモデル的に実施し、女性支援における地域連携の推進に向けた効果を検討する。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援センター等に地域連携担当職員を配置し、地域の女性支援ニーズを把握しながら、地域資源の開拓や、地域交流のコーディネート等を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県
【補助率】 3 / 4

令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援・SNS相談支援

困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。

(2) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。

(3) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

(4) ステップハウス

(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。

また、ステップハウスの利用者の自立のため、資格取得、就職活動・就職支度や同伴児童の通塾に係る経費について支援する。

(5) アフターケア

(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。

(6) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

(7) 支援体制強化（ICT導入支援）

(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

<事業イメージ>



- ① **アウトリーチ支援・SNS相談**【必須】（夜間見回り・声掛け・ICTを活用したアウトリーチ）
- ② **居場所の確保**（一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談・見守り支援）
- ③ **自立支援**（就労支援、学校や家族との調整、医療機関との連携による支援など自立に向けた支援）
- ④ **ステップハウス**（自立に向け生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所）
- ⑤ **アフターケア**（地域生活を定着させるための継続的な支援）
- ⑦ **支援体制強化（ICT導入支援）**

困難女性

DV・性暴力被害者
家出少女・孤立
JKビジネス被害者
悪質ホスト被害者
等

⑥ **関係機関連携会議の設置等**【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。
※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体 : 都道府県・市町村（特別区含む）
補助率 : 国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

<事業実績> 令和4年度：3自治体（6団体）
令和5年度：5自治体（9団体）
令和6年度：13自治体（28団体）

女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業

令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。
- また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。
- このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム

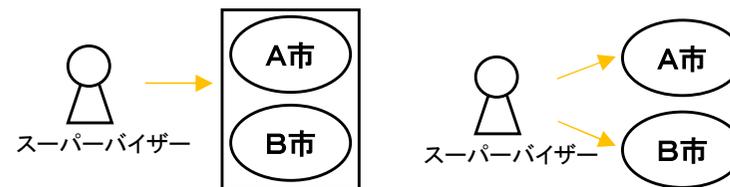
①女性相談支援員向けスーパービジョン整備費（女性相談支援員活動強化事業の拡充）

都道府県または市町村において、女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

②女性相談支援センター・女性自立支援施設職員向けスーパービジョン整備事業（困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の拡充）

女性相談支援センターや女性自立支援施設を設置する都道府県（女性相談支援センターを設置している指定都市を含む）において、支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

※ スーパーバイザーによる助言は、集合方式やオンライン等により、複数の市町村の女性相談支援員または同一都道府県内の女性相談支援センター及び女性自立支援施設を対象に一体的に実施することも可能とする。



3 実施主体等

- ① 【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む）
【補助率】 国 1/2（都道府県・市町村（特別区含む） 1/2）
- ② 【実施主体】 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
【補助率】 国 1/2（都道府県・指定都市 1/2）

女性相談支援員活動強化事業【平成14年度創設】

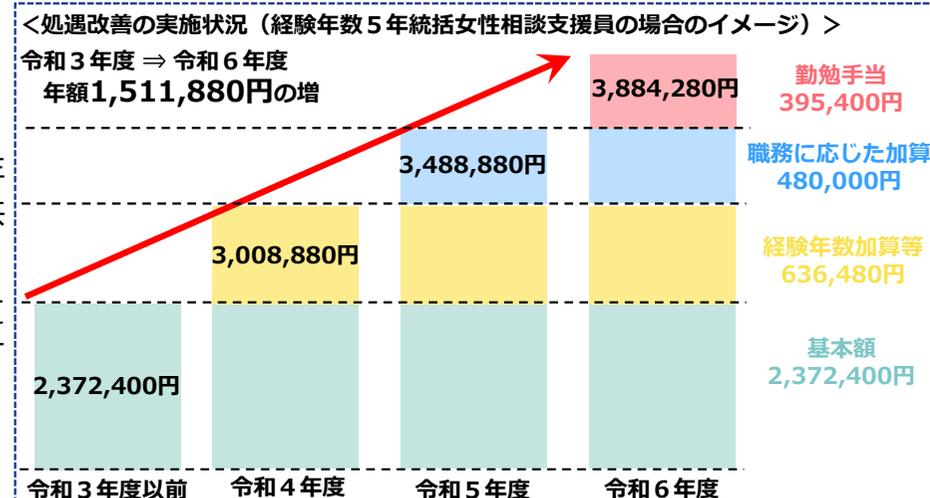
令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員（非正規職員）の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。



3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率>

国 1 / 2、都道府県・市町村 1 / 2

<相談員配置実績等>

相談員数：1,595人（R5.4.1時点）

相談対応件数：延べ434,285件（R4年度）

<補助単価案>

1. 女性相談支援員手当等

(1) 女性相談支援員手当

ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円

イ 経験年数加算（R4～）

i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 ×（経験年数-2年）
研修未修了者：月額 3,500円 ×（経験年数-2年）

ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円

ウ 期末手当（R4～） 研修修了者：年額 474,480円
研修未修了者：年額 369,360円

工 勤勉手当（R6～） 研修修了者：年額 395,400円
研修未修了者：年額 307,800円

(2) 統括女性相談支援員加算 月額 40,000円（R5～）

(3) 主任女性相談支援員加算 月額 5,000円（R5～）

2. 女性相談支援員活動費

ア 都道府県 女性相談支援員の数 × 60,000円

イ 市町村 女性相談支援員の数 × 51,000円

ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円

エ 代替職員 1自治体あたり年額 246,080円

3. スーパービジョン整備費 1自治体あたり年額 227,220円

困難女性支援活動・DV対策機能強化事業【平成14年度創設】

令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性への支援及び暴力被害女性の保護を目的として、啓発活動を行うとともに、早期発見に努め、必要な相談等に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難女性支援活動推進等事業強化対策費（H14～）

（1）困難な問題を抱える女性支援に関する啓発活動事業

困難な問題を抱える女性への支援の推進を図るための広報啓発を実施。
【補助単価案：1自治体あたり年額 384千円～672千円】

（2）女性自立支援施設退所者自立生活援助事業費

女性自立支援施設に生活援助指導員を配置し、退所者への相談・指導等を実施。
【補助単価案：1施設あたり年額 967千円又は1,933千円
+対象者や取組に応じた加算】

2. 配偶者からの暴力対策機能強化事業

（3）休日夜間電話相談事業（H14～）

電話相談員を配置し、平日時間及び休日の電話対応を実施。
【補助単価案：1自治体あたり月額 最大1,132,520円】

（4）配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業（H14～）

女性相談支援センターや福祉関係など関係機関との連絡会議等を開催。
【補助単価案：1自治体あたり 年額800,800円】

（5）女性相談支援センター等職員への専門研修事業（H14～）

配偶者からの暴力の特性や、通信機器の取扱いによって生じる危険性等への理解を深めるための研修を実施。【補助単価案：1自治体あたり年額 87,070円～261,210円】

（6）女性相談支援センター・女性自立支援施設職員へのスーパービジョン整備事業（R7～）

有識者や職員OB等が、知識や経験を生かし、困難事例に対して助言する等、スーパーバイズを実施する。
【補助単価案：1か所あたり年額 227,220円】

（7）女性相談支援センター一時保護所入所者個別対応強化事業（H30～）

一時保護所に、個別対応職員を配置し、暴力のほか障害や疾病等を複合的に抱えているケースにも適切に対応できる体制を確保する。
【補助単価案：1自治体あたり年額 5,866千円】

（8）法的対応機能強化事業（H18～）

女性相談支援センターに非常勤弁護士等を配置し、DVや人身取引被害者からの法的相談を実施。
【補助単価案：1自治体あたり年額 769,080円】

（9）専門通訳者養成研修事業（H21～）

人身取引及びDVに関する専門的な知識をもった通訳者の養成研修を実施。
【補助単価案：1自治体あたり 年額669,850円】

（10）女性相談支援センターSNS等相談支援事業（R2～）

女性相談支援センターにおいて、SNSなど即応性のある文字情報等による相談支援を実施。
【補助単価案：1か所あたり年額 43,137千円】

（11）DV対応・児童虐待対応連携強化事業（R2～）

女性相談支援センターに、社会福祉士や保健師資格を有する者等を児童虐待防止対応コーディネーターとして配置し、児童相談所等と連携を図る。
【補助単価案：1自治体あたり年額 6,251千円】

（12）同伴児童学習・通学支援事業（R2～）

一時保護所において、学習指導員を配置し、同伴児童の学習指導等を行うとともに、生活指導員を配置し、小・中学校等に通学する際の同行支援を実施。
【補助単価案：学習支援 1施設あたり 1,635千円+連絡調整加算2,518千円
通学支援 1施設あたり 1,999千円】

（13）女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業（H24～）

女性自立支援施設において、入所者を退所前に施設付近の住宅において生活させ、地域生活等の体験支援を行う。
【補助単価案：1施設あたり年額 626千円】

3 実施主体等

【実施主体】（2）、（13）：都道府県、（1）：都道府県・市町村（3）、（6）～（12）：都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市（4）、（5）都道府県、女性相談支援センター設置指定都市及び女性相談支援員設置市（特別区含む）

【補助率】 1/2 【令和6年度事業実施自治体】 68自治体※（6）以外のいずれかを実施しているもの。

女性自立支援施設通所型支援モデル事業【令和6年度創設】

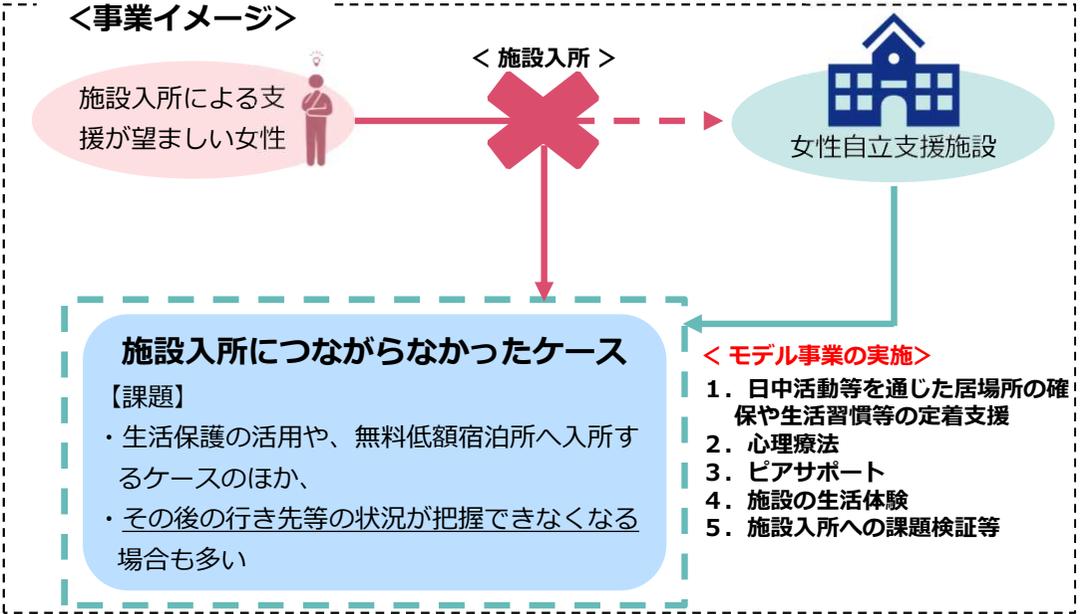
令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

2 事業の概要・スキーム

- 1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援**
日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。
- 2. 心理療法**
定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。
- 3. ピアサポート**
施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。
- 4. 施設の生活体験**
施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。
- 5. 施設入所への課題検証等**
入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県 【補助率】3/4
 【補助単価案】1施設当たり5,660千円、4の利用者一人当たり日額2,405円、賃借料加算 1施設当たり3,000千円（最大）

令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一時保護所退所後のDV被害等女性が、地域で自立し定着するための支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム

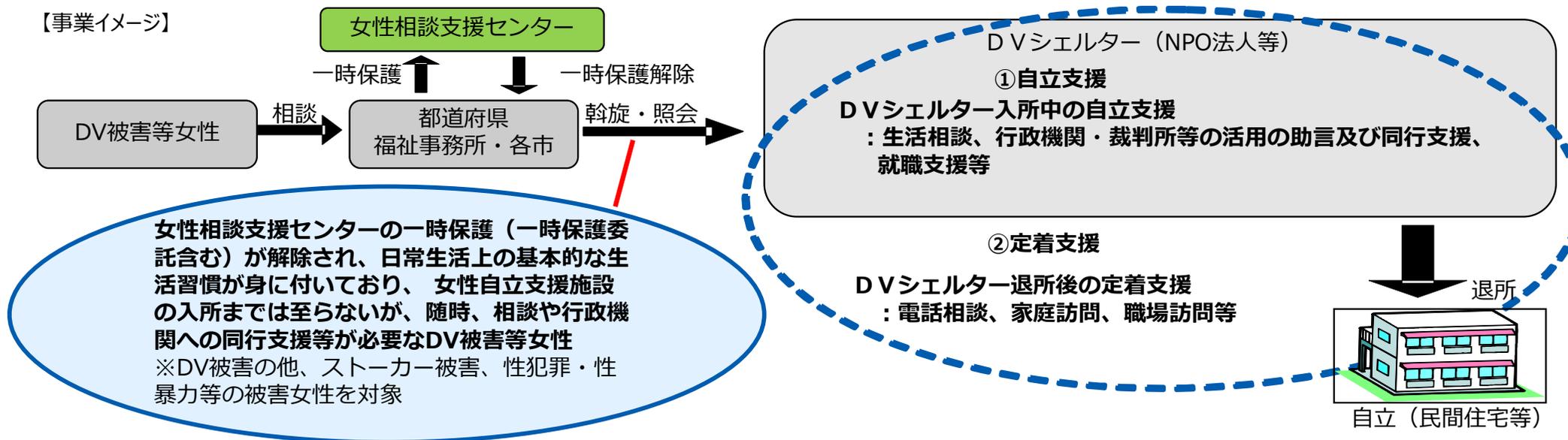
（1）自立支援事業

DVシェルター等の一時的な居住場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、①生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）、②行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援、③就職支援、④その他必要な相談などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

（2）定着支援事業

自立支援事業により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、①電話相談、②家庭訪問、③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等の職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市（特別区含む）【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市（特別区含む） 1 / 2

【補助単価案】 1か所当たり年額 4,808千円

【令和6年度実施都道府県】 16自治体

令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（支援調整会議）を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 支援調整会議

ア 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援体制の地域における全体像、②調整会議全体の評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

実際に支援を行う実務者から構成される会議であり、①個別ケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

(2) 調整機関

調整担当者を置き、支援調整会議に関する事務を統括するとともに、支援対象者に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて女性相談支援センター、その他の関係機関等との連絡調整を実施する。

困難な問題を抱える女性支援ネットワーク（支援調整会議）

- ・福祉事務所（女性支援担当課）
- ・女性相談支援センター
- ・女性自立支援施設
- ・配偶者暴力相談支援センター
- ・ワンストップ支援センター
- ・児童相談所
- ・警察
- ・医療機関
- ・市町村保健センター
- ・保健所
- ・教育委員会
- ・司法関係機関
- ・社会福祉協議会
- ・民間団体
- ・就労支援機関 等

<支援調整会議の開催>

1. 代表者会議
2. 実務者会議
3. 個別ケース検討会議

支援の実施

個別ケース検討会議等にて話し合われた支援の方向性、各関係機関・職種との役割分担に基づき、被害女性や同僚する家族に対して適切な支援を行う。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）
【補助単価案】1自治体当たり 8,842千円

【補助率】国 1 / 2、都道府県・市町村 1 / 2
【令和6年度事業実施自治体】14自治体

令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難を抱え女性に対する多様な相談対応や自立に向けた支援を各地域で行えるよう、支援を担う民間団体の育成等を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

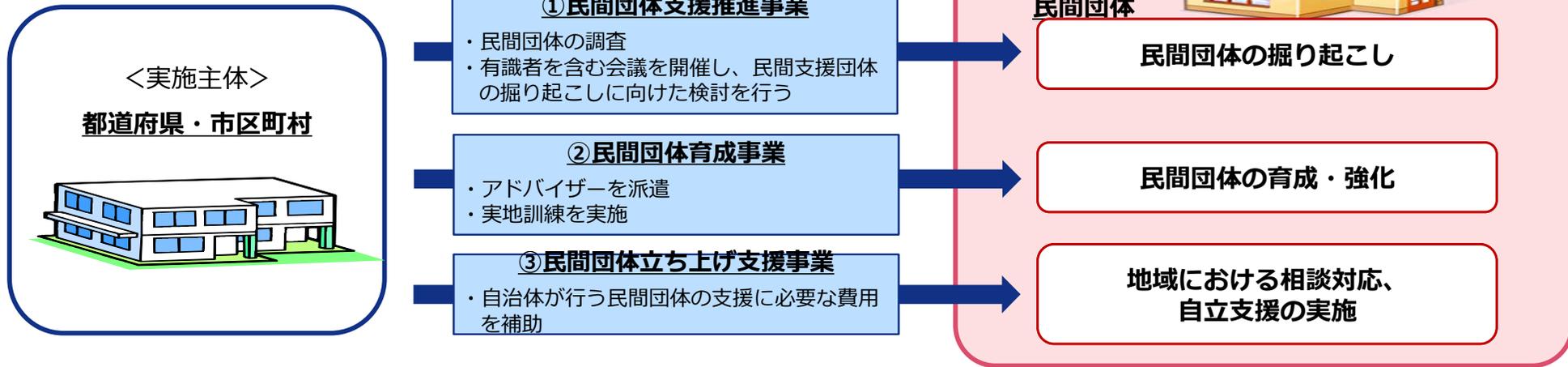
(2) 民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

(3) 民間団体立上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む）

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市町村（特別区含む） 1 / 2

【補助単価案】 1自治体当たり 年額最大 11,345千円

【事業実施自治体数】 令和4年度：1自治体

令和5年度：3自治体

令和6年度：8自治体

困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業【令和5年度創設】

令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、支援対象者に適切な支援を提供するための体制整備を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 都道府県基本計画等の見直し等支援

都道府県基本計画等の見直しや、見直しに向けた実態調査等に必要となる費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

(2) 女性相談支援員等専門職採用活動支援事業

適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費等）の一部を補助する。

(3) ICT導入支援事業

ICTを活用した困難女性と繋がる仕組みの構築及び支援に関する記録等の情報管理等に必要な費用の一部を補助する。

(4) その他女性自立支援施設等への支援

① 生活向上のための環境改善事業

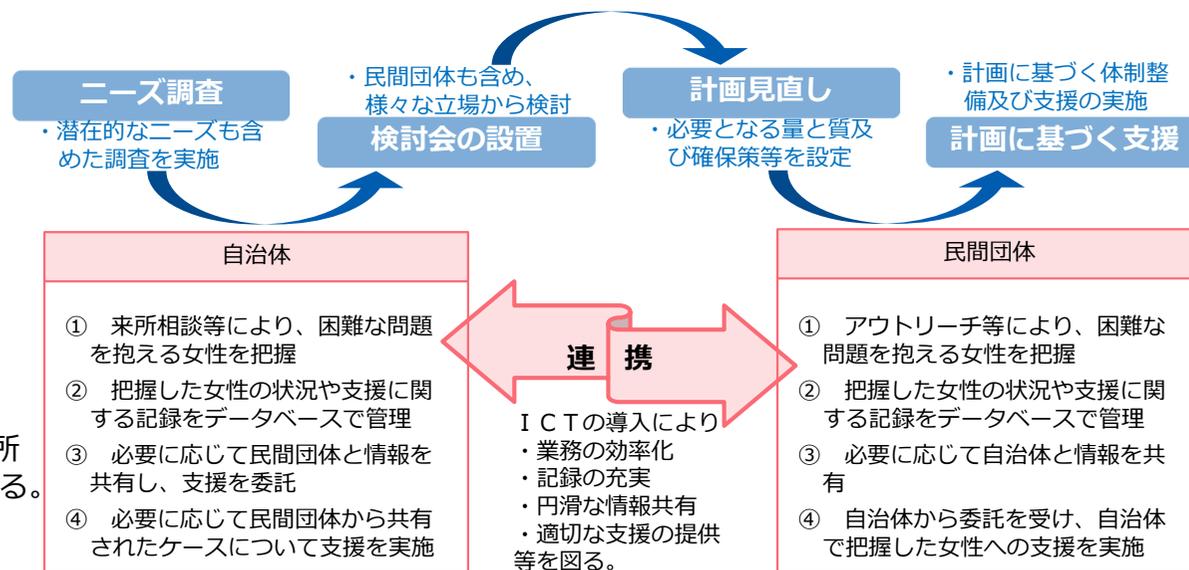
女性自立支援施設、女性相談支援センター及び一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。

② 身元保証人確保対策事業

女性自立支援施設等に入所中・退所した者等が就職する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。

③ 職員の資質向上のための研修事業

職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）

【補助率】国1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

【補助単価案】（1） 1自治体あたり2,647千円 （2） 1自治体あたり2,766千円 （3） 1自治体あたり1,320千円 等

【事業実施自治体数】 令和5年度：41自治体 令和6年度：43自治体

困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業【令和5年度創設】

令和8年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 29億円の内数（24億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性及び自治体等が必要な情報にアクセスしやすい環境整備や、全国フォーラムの開催等を通じた機運の醸成のほか、困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する各種調査研究等を実施する。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
- ・ 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集

(2) ポータルサイト運営業務

- ・ 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
- ・ 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。

(3) 広報啓発・フォーラムの開催

- ・ インターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるための全国フォーラムの開催 等

2. その他困難な問題を抱える女性への支援の推進に関する取組

- ・ 支援を受ける者の権利擁護の仕組み及び支援の質を評価する仕組みに関する調査研究等、困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組を実施する。

<女性支援特設サイトイメージ>

The screenshot shows the homepage of the 'Anata no Mikata' website. At the top, there is a navigation bar with links for '相談窓口を探す' (Find consultation windows), 'お悩み・相談先リスト' (Worries/Consultation list), 'コラム・インタビュー' (Column/Interview), 'セルフチェック' (Self-check), and '自治体のご担当者様へ' (To local government staff). A phone number #8778 is also displayed. Below the navigation bar is a large banner with a woman looking out a window, and a text box that says '全ての困難な問題を抱える女性に、“あなたのミカタ”がついています。' (For all women who face difficult problems, 'Anata no Mikata' is with you.) and a button '電話で相談する #8778'. Below the banner is a section titled '困難な問題を抱える女性を支える あなたのミカタとは' (What is Anata no Mikata for women facing difficult problems?). It includes text: '「私の悩みは誰にもわかってもらえない」「自分さえ我慢すれば…」' (My worries are not understood by anyone.../If I just endure myself...), 'その悩み、一人で悩まなくても大丈夫。悩みや困窮の背景や理由は、人それぞれ違います。あなたの気持ちに寄り添い、支援する場所があります。' (Your worries, you don't have to endure them alone. Worries and reasons for distress are different for everyone. We have places to support you with your feelings.), and a flow diagram: '性被害・性暴力の悩み' (Sexual violence concerns) -> '電話で相談' (Consultation by phone) -> 'お近くの相談窓口' (Local consultation window) -> '専門家が対応いたします' (Specialist response). Below this is a search bar '各地域の支援窓口を探す' (Search for support windows by region) with a dropdown menu showing regions: 北海道 (Hokkaido), 東北 (Tohoku), 関東 (Kanto), 中部 (Chubu), 近畿 (Kinki), 中国 (Chugoku), 四国 (Shikoku), 九州 (Kyushu), and 沖縄 (Okinawa). Each region has a list of prefectures. At the bottom right, there is a QR code and the website URL: 'https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/'.

3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

2. 女性保護事業費負担金

女性自立支援事業費補助金

女性相談支援センター運営費負担金

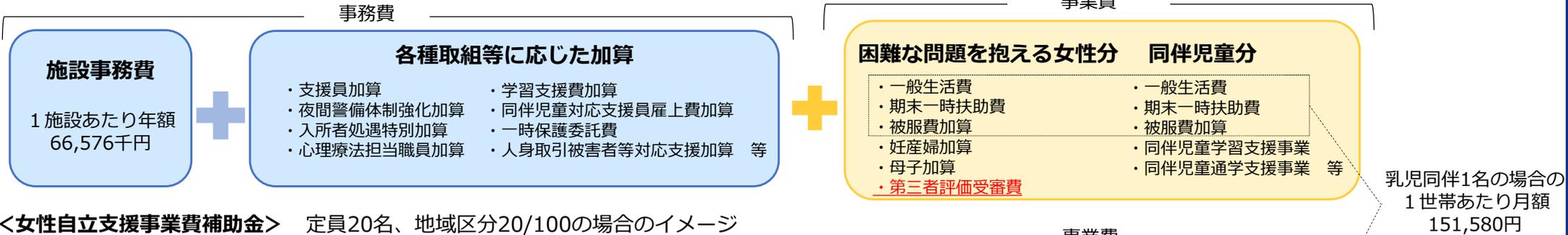
令和8年度概算要求額 **27億円**（27億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

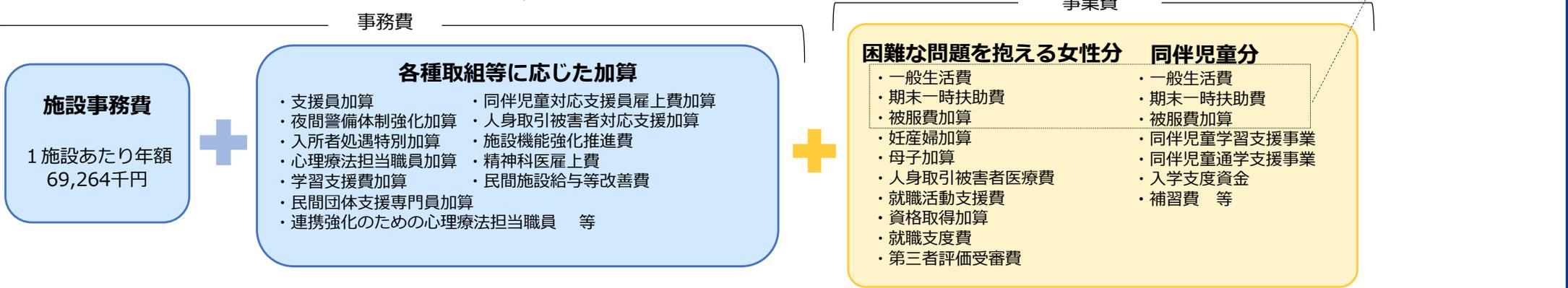
- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。
- 令和8年度においては、女性相談支援センターの一時保護委託費の単価や一時保護の実施に係る非常勤職員の人件費単価の見直しを行い、また、一時保護所が第三者評価を受審した場合の費用を支援する。

2 事業の概要・スキーム

＜女性保護事業費負担金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



＜女性自立支援事業費補助金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



3 実施主体等

- 女性保護事業費負担金**：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
（補助率）国 5/10、都道府県・指定都市 5/10
- 女性自立支援事業費補助金**：（実施主体）都道府県
（補助率）国 5/10、都道府県 5/10

女性相談支援センター運営費負担金【平成14年度創設】

令和8年度概算要求額 14百万円（16百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送や、外国籍を有するDV被害者・人身取引被害者等の保護に係る通訳の雇上等に必要な費用として、都道府県が支弁した経費に対し、国が負担するもの。

2 事業の概要・スキーム

（1）女性相談支援センター活動費

女性相談支援センターから困難な問題を抱える女性を女性自立支援施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する役務費

（2）外国人女性緊急一時保護経費

外国人のDV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費や在留資格の手続等で出入国在留管理局等を訪問する際の旅費。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合の医療費を支給する。

（3）広域措置費

DV被害者において暴力加害者の追跡が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合等に、他の都道府県の女性相談支援センター及び女性自立支援施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合の移送費。

（4）相談・一時保護同伴児童経費

DV被害者等に同伴する児童のための保育及び学習教材備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

※ 女性相談支援センターの人件費については、昭和60年度より一般財源化している。

3 実施主体等

（実施主体） 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市

（補助率） 国5／10（都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市5／10）

3. その他

女性支援を担う者の人材育成の強化

令和8年度概算要求額 27百万円の内数（27百万円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム ※研修イメージ

	国		都道府県
実施者	国	国(国立保健医療科学院)	都道府県 ※国がブロック毎に実施
研修カテゴリ	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当課長・係長)	①機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者) ②心理職員(センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員)	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、組織における支援のあり方やマネジメント等を学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、地域の特性を活かした具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修(制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等) ・分科会	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習	・共通研修(女性相談支援員養成研修シラバスに基づく研修等) ・演習
日程等	2日	①3日 ②2日	1日

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（官民関係機関による意見交換やネットワークの構築）、全国女性相談支援員研究協議会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】 国

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）

参 考

令和8年度概算要求額 : 67億円+ 事項要求 (国土強靱化分) の内数 (50億円の内数)

※障害保健福祉部予算に計上。
() 内は前年度当初予算額

1. 目的・事業概要

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県、指定都市、社会福祉法人が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。

2. 対象施設

女性自立支援施設、女性相談支援センター一時保護所

3. 設置主体

都道府県、指定都市、社会福祉法人

4. 補助率

- ・都道府県・指定都市が設置主体：国 1 / 2、都道府県・指定都市 1 / 2
- ・社会福祉法人が設置主体：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、社会福祉法人 1 / 4

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わない改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む）
大規模修繕等	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事等
防犯対策強化に係る整備	門、フェンス等の外構等の設置・修繕及び非常通報装置等の設置